

一般国道28号(本州四国連絡道路(神戸・鳴門ルート))等に関する協定の 一部を変更する協定

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と本州四国連絡高速道路株式会社は、高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第6条第1項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第13条第1項の規定に基づき、平成18年3月31日付けで締結した「一般国道28号(本州四国連絡道路(神戸・鳴門ルート))等に関する協定」の一部を次のように変更する協定を締結する。

第4条中第4項を第5項とし、第3項中「第1項」を「第2項」に改め、同項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項中「別紙1」を「別紙2」に改め、同項を第2項とし、第1項として次の1項を加える。

会社が行う高速道路の管理のうち、改築に係る工事の内容は、別紙1のとおりとする。

第5条の見出しを「(改築又は修繕に係る債務契約引受限度額)」に改め、同条中「別紙2」を「別紙3」に改め、同条を同条第2項とし、第1項として次の1項を加える。

改築に係る工事に要する費用に係る債務であって、機構が会社から引き受けることとなるものの限度額は、別紙1のとおりとする。

第6条第1項中「別紙3」を「別紙4」に改める。

第8条第1項中「別紙4」を「別紙5」に改める。

第9条第1項第1号中「別紙5」を「別紙6」に改める。

第11条中「別紙6」を「別紙7」に改める。

第13条第1項中「高速道路の修繕に関する工事」を「高速道路の改築又は修繕に関する工事」に改め、同条第3項中、「助成対象基準額とは、」の下に、「改築に関する工事にあつては、別紙1に記載の額とし、修繕に関する工事にあつては、」を加え、「第4条第2項」を「第4条第3項」へ改める。

別紙6中、2(3)ワを次のとおり改め、同ラとする。

ラ 割引相互間の適用関係

- (イ) 障害者割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引又はETC前納割引に限るものとし、障害者割引を適用した後の金額に対してこれらの割引を適用する。
- (ロ) 平日夜間割引(Ⅰ)(Ⅱ)、平日深夜割引(Ⅰ)(Ⅱ)、休日深夜割引、休日昼間割引、休日終日割引、平日昼間割引、平日通勤割引、西瀬戸自動車道連続利用割引(Ⅰ)(Ⅱ)、路線バス割引、休日バス割引、大口・多頻度割引、ETC前納割引又はマイレージ割引の重複適用の順は次のとおりとし、適用の同一順内の割引は重複適用しない。

適用の順	割引の種類
1	平日夜間割引(Ⅰ)(Ⅱ)、平日深夜割引(Ⅰ)(Ⅱ)、休日深夜割引、休日昼間割引、休日終日割引、平日昼間割引、平日通勤割引又は西瀬戸自動車道連続利用割引(Ⅰ)(Ⅱ)
2	路線バス割引、休日バス割引
3	大口・多頻度割引、ETC前納割引又はマイレージ割引

- (ハ) 一の通行が、平日夜間割引(Ⅰ)(Ⅱ)、平日深夜割引(Ⅰ)(Ⅱ)、休日深夜割引、休日昼間割引、休日終日割引、平日昼間割引又は平日通勤割引のうち2以上の割引適用条件に該当する自動車の場合、各々の割引適用後の通行料金が最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。
- (二) 休日昼間割引又は休日終日割引と路線バス割引及び休日バス割引は重複適用しない。

別紙6中、2(3)ヲを同ナに、同ルを同ネに改める。

別紙6中、2(3)チ、同リ及び同ヌを次のとおり改める。

チ 平日夜間割引(Ⅰ)

(イ) 割引をする自動車

土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年7月20日法律第178号)第3条に定める休日(以下「休日」という。)以外の日に、次の①から③に定める通行をするETCクレジットカード、ETCパーソナルカード又はETCコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車(ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。以下「ETC車」という。)のうち中型車、大型車及び特大車。

① 神戸淡路鳴門自動車道

a 次の(a)から(e)のいずれかの通行をし、かつ、流入又は流出するインターチェンジの料金所を、午後10時から翌午前0時までの間に通行する。

(a) (ホ) ①に定めるインターチェンジから流入し、同③に定めるインターチェンジを流出又は同③に定めるインターチェンジから流入し、同①に定めるインターチェンジを流出。

(b) (ホ) ①に定めるインターチェンジから流入し、同②に定めるインターチェンジを流出又は同②に定めるインターチェンジから流入し、同①に定めるインターチェンジを流出。

(c) (ホ) ③に定めるインターチェンジから流入し、同②に定めるインターチェ

ンジを流出又は同②に定めるインターチェンジから流入し、同③に定めるインターチェンジを流出（ただし、(e)に定める通行を除く。）。

- (d) (ホ) ②に定めるインターチェンジから流入及び流出（ただし、(e)に定める通行を除く。）。
 - (e) (ホ) ②又は同③に定めるインターチェンジから流入し、淡路サービスエリアを經由して同②又は同③に定めるインターチェンジを流出。
- b 次の(a)から(c)のいずれかの通行をし、かつ、流出するインターチェンジの料金所を、午後 10 時から翌午前 1 時までの間に通行する。
- (a) 高速自動車国道山陽自動車道吹田山口線（以下「山陽自動車道」という。）から連続して通行し、(ホ) ③に定めるインターチェンジを流出又は高速自動車国道四国横断自動車道阿南中村線（以下「高松自動車道」という。）から連続して通行し、同①に定めるインターチェンジを流出。
 - (b) 山陽自動車道から連続して通行し、(ホ) ②に定めるインターチェンジを流出又は高松自動車道から連続して通行し、同②に定めるインターチェンジを流出（ただし、(c)に定める通行を除く。）。
 - (c) 高松自動車道から連続して通行し、淡路サービスエリアを經由して(ホ) ②又は同③に定めるインターチェンジを流出。

② 瀬戸中央自動車道

- a 瀬戸中央自動車道の早島インターチェンジから坂出インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流入又は流出し、かつ流入又は流出するインターチェンジの料金所を、午後 10 時から翌午前 0 時までの間に通行する。ただし、瀬戸中央自動車道の早島インターチェンジから児島インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流入し、与島パーキングエリアを經由して児島インターチェンジから早島インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流出、又は坂出インターチェンジ若しくは坂出北インターチェンジから流入し、与島パーキングエリアを經由して坂出北インターチェンジ若しくは坂出インターチェンジから流出する通行を除く。
- b 山陽自動車道又は高松自動車道から連続して通行し、瀬戸中央自動車道の早島インターチェンジから坂出インターチェンジまでの間のいずれかの流出するインターチェンジの料金所を、午後 10 時から翌午前 1 時までの間に通行する。ただし、山陽自動車道から連続して通行し、与島パーキングエリアを經由して瀬戸中央自動車道の児島インターチェンジから早島インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流出、又は高松自動車道から連続して通行し、与島パーキングエリアを經由して坂出北インターチェンジ若しくは坂出インターチェンジから流出する通行を除く。

③ 西瀬戸自動車道

西瀬戸自動車道（広島県尾道市山波町字大山沖から同市高須町字有江西側までの区間を除く。以下単に「西瀬戸自動車道」という。）の西瀬戸尾道インターチェンジから今治インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流入又は流出し、かつ、流入又は流出するインターチェンジの料金所を、午後 10 時から翌午前 0 時までの間に通行する。

(ロ) 割引適用区間

- ① (イ) ① a (a) 又は同 b (a) に定める通行
神戸西インターチェンジから鳴門インターチェンジまでの区間。
- (イ) ① a (b) から同 a (e)、同 b (b) 又は同 b (c) に定める通行
淡路インターチェンジから淡路島南インターチェンジまでの区間。

- ② 瀬戸中央自動車道の早島インターチェンジから坂出インターチェンジまでの区間。
- ③ 西瀬戸自動車道の西瀬戸尾道インターチェンジから今治インターチェンジまでの区間。

(八) 割引率

料金の割引率は、30パーセントとする。

(二) 実施期間

平成20年10月14日から平成30年3月31日までとする。

(ホ) 神戸淡路鳴門自動車道の対象インターチェンジ

- ① 神戸西インターチェンジから垂水インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。
- ② 淡路インターチェンジから淡路島南インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。
- ③ 鳴門北インターチェンジ及び鳴門インターチェンジ。

リ 平日深夜割引（I）

(イ) 割引をする自動車

休日以外の日、次の①から③に定める通行をするETC車のうち中型車、大型車及び特大車。

① 神戸淡路鳴門自動車道

a 次の(a)から(f)のいずれかの通行をし、かつ、流入又は流出するインターチェンジの料金所を午前0時から午前4時までの間に通行する。

- (a) (ホ) ①に定めるインターチェンジから流入し、同③に定めるインターチェンジを流出又は同③に定めるインターチェンジから流入し、同①に定めるインターチェンジを流出。
- (b) (ホ) ①に定めるインターチェンジから流入し、同②に定めるインターチェンジを流出又は同②に定めるインターチェンジから流入し、同①に定めるインターチェンジを流出。
- (c) (ホ) ③に定めるインターチェンジから流入し、同②に定めるインターチェンジを流出又は同②に定めるインターチェンジから流入し、同③に定めるインターチェンジを流出（ただし、(f)に定める通行を除く。）。
- (d) (ホ) ②に定めるインターチェンジから流入及び流出（ただし、(f)に定める通行を除く。）。
- (e) (ホ) ①に定めるインターチェンジから流入及び流出又は同③に定めるインターチェンジから流入及び流出（ただし、(f)に定める通行を除く。）。
- (f) (ホ) ②又は同③に定めるインターチェンジから流入し、淡路サービスエリアを經由して同②又は同③に定めるインターチェンジを流出。

b 次の(a)から(d)のいずれかの通行をし、かつ、流出するインターチェンジの料金所を、午前0時から午前5時までの間に通行する。

- (a) 山陽自動車道から連続して通行し、(ホ) ③に定めるインターチェンジを流出又は高松自動車道から連続して通行し、同①に定めるインターチェンジを流出。
- (b) 山陽自動車道から連続して通行し、(ホ) ②に定めるインターチェンジを流出又は高松自動車道から連続して通行し、同②に定めるインターチェンジを流出（ただし、(d)に定める通行を除く。）。

- (c) 山陽自動車道から連続して通行し、(ホ) ①に定めるインターチェンジを流出又は高松自動車道から連続して通行し、同③に定めるインターチェンジを流出(ただし、(d)に定める通行を除く。)
- (d) 高松自動車道から連続して通行し、淡路サービスエリアを經由して(ホ) ②又は同③に定めるインターチェンジを流出。

② 瀬戸中央自動車道

- a 瀬戸中央自動車道の早島インターチェンジから坂出インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流入又は流出し、かつ流入又は流出するインターチェンジの料金所を、午前0時から午前4時までの間に通行する。ただし、瀬戸中央自動車道の早島インターチェンジから児島インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流入し、与島パーキングエリアを經由して児島インターチェンジから早島インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流出、又は坂出インターチェンジ若しくは坂出北インターチェンジから流入し、与島パーキングエリアを經由して坂出北インターチェンジ若しくは坂出インターチェンジから流出する通行を除く。
- b 山陽自動車道又は高松自動車道から連続して通行し、瀬戸中央自動車道の早島インターチェンジから坂出インターチェンジまでの間のいずれかの流出するインターチェンジの料金所を、午前0時から午前5時までの間に通行する。ただし、山陽自動車道から連続して通行し、与島パーキングエリアを經由して瀬戸中央自動車道の児島インターチェンジから早島インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流出、又は高松自動車道から連続して通行し、与島パーキングエリアを經由して坂出北インターチェンジ若しくは坂出インターチェンジから流出する通行を除く。

③ 西瀬戸自動車道

西瀬戸自動車道の西瀬戸尾道インターチェンジから今治インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流入又は流出し、かつ、流入又は流出するインターチェンジの料金所を、午前0時から午前4時までの間に通行する。

(ロ) 割引適用区間

- ① 神戸淡路鳴門自動車道の神戸西インターチェンジから鳴門インターチェンジまでの区間。
- ② 瀬戸中央自動車道の早島インターチェンジから坂出インターチェンジまでの区間。
- ③ 西瀬戸自動車道の西瀬戸尾道インターチェンジから今治インターチェンジまでの区間。

(ハ) 割引率

- ① 料金の割引率は、(イ) ①a(a)、同①a(d)、同①b(a)、同②a、同②b 又は同③に定める通行について50パーセントとする。

- ② ①に該当しない場合

料金の割引率は、淡路インターチェンジから淡路島南インターチェンジまでの区間について50パーセント、神戸西インターチェンジから淡路インターチェンジまでの区間又は淡路島南インターチェンジから鳴門インターチェンジまでの区間について30パーセントとする。

(二) 実施期間

平成20年10月14日から平成30年3月31日までとする。

(ホ) 神戸淡路鳴門自動車道の対象インターチェンジ

- ① 神戸西インターチェンジから垂水インターチェンジまでの間の各インターチェン

ジ。

- ② 淡路インターチェンジから淡路島南インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。
- ③ 鳴門北インターチェンジ及び鳴門インターチェンジ。

又 休日昼間割引

(イ) 割引をする自動車

休日に通行をするETC車のうち軽自動車等及び普通車で、本四道路全線の流入又は流出する料金所を、午前9時から午後5時までの間に通行するもの。

ただし、山陽自動車道又は高松自動車道から連続して通行する場合は、神戸淡路鳴門自動車道又は瀬戸中央自動車道の流出する料金所を、午前9時から午後6時までの間に通行するもの。

(ロ) 割引率

料金の割引率は、50パーセントとする。

(ハ) 実施期間

平成20年10月14日から平成30年3月31日までとする。

別紙6中、2(3)又の次に次のとおり加える。

ル 平日夜間割引(Ⅱ)

(イ) 割引をする自動車

休日以外の日に、次の①から③に定める通行をするETC車。

なお、(二)に定める期間においては、平日夜間割引(Ⅰ)にかかわらず、本割引を適用する。

① 神戸淡路鳴門自動車道

- a 次の(a)から(f)のいずれかの通行をし、かつ、流入又は流出するインターチェンジの料金所を、午前4時から午前6時までの間又は午後8時から翌午前0時までの間に通行する。

- (a) (ホ) ①に定めるインターチェンジから流入し、同③に定めるインターチェンジを流出又は同③に定めるインターチェンジから流入し、同①に定めるインターチェンジを流出。

- (b) (ホ) ①に定めるインターチェンジから流入し、同②に定めるインターチェンジを流出又は同②に定めるインターチェンジから流入し、同①に定めるインターチェンジを流出。

- (c) (ホ) ③に定めるインターチェンジから流入し、同②に定めるインターチェンジを流出又は同②に定めるインターチェンジから流入し、同③に定めるインターチェンジを流出(ただし、(f)に定める通行を除く。)

- (d) (ホ) ②に定めるインターチェンジから流入及び流出(ただし、(f)に定める通行を除く。)

- (e) (ホ) ①に定めるインターチェンジから流入及び流出又は同③に定めるインターチェンジから流入及び流出(ただし、(f)に定める通行を除く。)

- (f) (ホ) ②又は③に定めるインターチェンジから流入し、淡路サービスエリアを經由して同②又は同③に定めるインターチェンジを流出。

- b 次の(a)から(d)のいずれかの通行をし、かつ、流出するインターチェンジの料金

所を、午前4時から午前7時までの間又は午後8時から翌午前1時までの間に連続して通行する。

- (a) 山陽自動車道から連続して通行し、(ホ)③に定めるインターチェンジを流出又は高松自動車道から連続して通行し、同①に定めるインターチェンジを流出。
- (b) 山陽自動車道から連続して通行し、(ホ)②に定めるインターチェンジを流出又は高松自動車道から連続して通行し、同②に定めるインターチェンジを流出(ただし、(d)に定める通行を除く。)
- (c) 山陽自動車道から連続して通行し、(ホ)①に定めるインターチェンジを流出又は高松自動車道から連続して通行し、同③に定めるインターチェンジを流出(ただし、(d)に定める通行を除く。)
- (d) 高松自動車道から連続して通行し、淡路サービスエリアを經由して(ホ)②又は同③に定めるインターチェンジを流出。

② 瀬戸中央自動車道

- a 瀬戸中央自動車道の早島インターチェンジから坂出インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流入又は流出し、かつ流入又は流出するインターチェンジの料金所を、午前4時から午前6時までの間又は午後8時から翌午前0時までの間に通行する。ただし、中型車、大型車及び特大車が瀬戸中央自動車道の早島インターチェンジから児島インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流入し、与島パーキングエリアを經由して児島インターチェンジから早島インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流出、又は坂出インターチェンジ若しくは坂出北インターチェンジから流入し、与島パーキングエリアを經由して坂出北インターチェンジ若しくは坂出インターチェンジから流出する通行を除く。
- b 山陽自動車道又は高松自動車道から連続して通行し、瀬戸中央自動車道の早島インターチェンジから坂出インターチェンジまでの間のいずれかの流出するインターチェンジの料金所を、午前4時から午前7時までの間又は午後8時から翌午前1時までの間に通行する。ただし、中型車、大型車及び特大車が山陽自動車道から連続して通行し、与島パーキングエリアを經由して瀬戸中央自動車道の児島インターチェンジから早島インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流出、又は高松自動車道から連続して通行し、与島パーキングエリアを經由して坂出北インターチェンジ若しくは坂出インターチェンジから流出する通行を除く。

③ 西瀬戸自動車道

西瀬戸自動車道の西瀬戸尾道インターチェンジから今治インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流入又は流出し、かつ、流入又は流出するインターチェンジの料金所を、午前4時から午前6時までの間又は午後8時から翌午前0時までの間に通行する。

(ロ) 割引適用区間

- ① 神戸淡路鳴門自動車道の神戸西インターチェンジから鳴門インターチェンジまでの区間。
- ② 瀬戸中央自動車道の早島インターチェンジから坂出インターチェンジまでの区間。
- ③ 西瀬戸自動車道の西瀬戸尾道インターチェンジから今治インターチェンジまでの区間。

(ハ) 割引率

- ① 午後8時から午後10時までの間の通行について

料金の割引率は、30 パーセントとする（ただし、（イ）① a (f) 又は同 b (d) に定める通行をする中型車、大型車及び特大車の場合は、（ロ）①に定める区間のうち、鳴門インターチェンジから淡路島南インターチェンジまでの区間を除く。

② 午前4時から午前6時までの間又は午後 10 時から翌午前0時までの間の通行について

a （イ）① a (a)、同 a (d) 又は同 b (a) に定める通行をする場合の通行区間と同① a (b)、同 a (c)、同 a (f)、同 b (b) 又は同 b (d) に定める通行をする場合の（ロ）①に定める区間のうち、淡路インターチェンジから淡路島南インターチェンジまでの区間について、料金の割引率は 50 パーセントとする。

b a に該当しない場合、料金の割引率は、30 パーセントとする（ただし、（イ）① a (f) 又は同 b (d) に定める通行をする中型車、大型車及び特大車の場合は、（ロ）①に定める区間のうち、鳴門インターチェンジから淡路島南インターチェンジまでの区間を除く。）。

（二） 実施期間

平成 21 年 3 月 23 日から平成 23 年 3 月 31 日までとする。

（ホ） 神戸淡路鳴門自動車道の対象インターチェンジ

① 神戸淡路鳴門自動車道の神戸西インターチェンジから垂水インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。

② 淡路インターチェンジから淡路島南インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。

③ 鳴門北インターチェンジ及び鳴門インターチェンジ。

ヲ 平日深夜割引（Ⅱ）

（イ） 割引をする自動車

休日以外の日、次の①から③に定める通行をする ETC 車。なお、（二）に定める期間においては、平日深夜割引（Ⅰ）にかかわらず、本割引を適用する。

① 神戸淡路鳴門自動車道

a 次の(a)から(f)のいずれかの通行をし、かつ、流入又は流出するインターチェンジの料金所を、午前0時から午前4時までの間に通行する。

(a) （ホ）①に定めるインターチェンジから流入し、同③に定めるインターチェンジを流出又は同③に定めるインターチェンジから流入し、同①に定めるインターチェンジを流出。

(b) （ホ）①に定めるインターチェンジから流入し、同②に定めるインターチェンジを流出又は同②に定めるインターチェンジから流入し、同①に定めるインターチェンジを流出。

(c) （ホ）③に定めるインターチェンジから流入し、同②に定めるインターチェンジを流出又は同②に定めるインターチェンジから流入し、同③に定めるインターチェンジを流出（ただし、(f)に定める通行を除く。）。

(d) （ホ）②に定めるインターチェンジから流入及び流出（ただし、(f)に定める通行を除く。）。

(e) （ホ）①に定めるインターチェンジから流入及び流出又は同③に定めるインターチェンジから流入及び流出（ただし、(f)に定める通行を除く。）。

(f) （ホ）②又は同③に定めるインターチェンジから流入し、淡路サービスエリアを経由して同②又は同③に定めるインターチェンジを流出。

b 次の(a)から(d)のいずれかの通行をし、かつ、流出するインターチェンジの料金

所を、午前0時から午前5時までの間に通行する。

- (a) 山陽自動車道から連続して通行し、(ホ) ③に定めるインターチェンジを流出又は高松自動車道から連続して通行し、同①に定めるインターチェンジを流出。
- (b) 山陽自動車道から連続して通行し、(ホ) ②に定めるインターチェンジを流出又は高松自動車道から連続して通行し、同②に定めるインターチェンジを流出(ただし、(d)に定める通行を除く。)
- (c) 山陽自動車道から連続して通行し、(ホ) ①に定めるインターチェンジを流出又は高松自動車道から連続して通行し、同③に定めるインターチェンジを流出(ただし、(d)に定める通行を除く。)
- (d) 高松自動車道から連続して通行し、淡路サービスエリアを經由して(ホ) ②又は同③に定めるインターチェンジを流出。

② 瀬戸中央自動車道

- a 瀬戸中央自動車道の早島インターチェンジから坂出インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流入又は流出し、かつ流入又は流出するインターチェンジの料金所を、午前0時から午前4時までの間に通行する。ただし、中型車、大型車及び特大車が瀬戸中央自動車道の早島インターチェンジから児島インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流入し、与島パーキングエリアを經由して児島インターチェンジから早島インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流出、又は坂出インターチェンジ若しくは坂出北インターチェンジから流入し、与島パーキングエリアを經由して坂出北インターチェンジ若しくは坂出インターチェンジから流出する通行を除く。
- b 山陽自動車道又は高松自動車道から連続して通行し、瀬戸中央自動車道の早島インターチェンジから坂出インターチェンジまでの間のいずれかの流出するインターチェンジの料金所を、午前0時から午前5時までの間に通行する。ただし、中型車、大型車及び特大車が山陽自動車道から連続して通行し、与島パーキングエリアを經由して瀬戸中央自動車道の児島インターチェンジから早島インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流出、又は高松自動車道から連続して通行し、与島パーキングエリアを經由して坂出北インターチェンジ若しくは坂出インターチェンジから流出する通行を除く。

③ 西瀬戸自動車道

西瀬戸自動車道の西瀬戸尾道インターチェンジから今治インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流入又は流出し、かつ、流入又は流出するインターチェンジの料金所を、午前0時から午前4時までの間に通行する。

(ロ) 割引適用区間

- ① 神戸淡路鳴門自動車道の神戸西インターチェンジから鳴門インターチェンジまでの区間。
- ② 瀬戸中央自動車道の早島インターチェンジから坂出インターチェンジまでの区間。
- ③ 西瀬戸自動車道の西瀬戸尾道インターチェンジから今治インターチェンジまでの区間。

(ハ) 割引率

- ① 料金の割引率は、(イ) ① a (a)、同① a (d)、同① b (a)、同② a、同② b 又は同③ に定める通行について50パーセントとする。
- ② ①に該当しない場合
料金の割引率は、淡路インターチェンジから淡路島南インターチェンジまでの区間

について50パーセント、神戸西インターチェンジから淡路インターチェンジまでの区間又は淡路島南インターチェンジから鳴門インターチェンジまでの区間について30パーセントとする(ただし、(イ)①a(f)又は同b(d)に定める通行をする中型車、大型車及び特大車の場合は、(ロ)①に定める区間のうち、鳴門インターチェンジから淡路島南インターチェンジまでの区間を除く。)

(二) 実施期間

平成21年3月23日から平成23年3月31日までとする。

(ホ) 神戸淡路鳴門自動車道の対象インターチェンジ

- ① 神戸西インターチェンジから垂水インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。
- ② 淡路インターチェンジから淡路島南インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。
- ③ 鳴門北インターチェンジ及び鳴門インターチェンジ。

ワ 休日深夜割引

(イ) 割引をする自動車

休日に、次の①から③に定める通行をするETC車のうち、中型車、大型車及び特大車。

① 神戸淡路鳴門自動車道

a 次の(a)から(e)のいずれかの通行をし、かつ、流入又は流出するインターチェンジの料金所を、午前0時から午前4時までの間に通行する。

(a) (ホ)①に定めるインターチェンジから流入し、同③に定めるインターチェンジを流出又は同③に定めるインターチェンジから流入し、同①に定めるインターチェンジを流出。

(b) (ホ)①に定めるインターチェンジから流入し、同②に定めるインターチェンジを流出又は同②に定めるインターチェンジから流入し、同①に定めるインターチェンジを流出。

(c) (ホ)③に定めるインターチェンジから流入し、同②に定めるインターチェンジを流出又は同②に定めるインターチェンジから流入し、同③に定めるインターチェンジを流出(ただし、(e)に定める通行を除く。)

(d) (ホ)②に定めるインターチェンジから流入及び流出(ただし、(e)に定める通行を除く。)

(e) (ホ)②又は同③に定めるインターチェンジから流入し、淡路サービスエリアを経由して同②又は同③に定めるインターチェンジを流出。

b 次の(a)から(c)のいずれかの通行をし、かつ、流出するインターチェンジの料金所を、午前0時から午前5時までの間に通行する。

(a) 山陽自動車道から連続して通行し、(ホ)③に定めるインターチェンジを流出又は高松自動車道から連続して通行し、同①に定めるインターチェンジを流出。

(b) 山陽自動車道から連続して通行し、(ホ)②に定めるインターチェンジを流出又は高松自動車道から連続して通行し、同②に定めるインターチェンジを流出(ただし、(c)に定める通行を除く。)

(c) 高松自動車道から連続して通行し、淡路サービスエリアを経由して(ホ)②又は同③に定めるインターチェンジを流出。

② 瀬戸中央自動車道

- a 瀬戸中央自動車道の早島インターチェンジから坂出インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流入又は流出し、かつ流入又は流出するインターチェンジの料金所を、午前0時から午前4時までの間に通行する。ただし、瀬戸中央自動車道の早島インターチェンジから児島インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流入し、与島パーキングエリアを經由して児島インターチェンジから早島インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流出、又は坂出インターチェンジ若しくは坂出北インターチェンジから流入し、与島パーキングエリアを經由して坂出北インターチェンジ若しくは坂出インターチェンジから流出する通行を除く。
- b 山陽自動車道又は高松自動車道から連続して通行し、瀬戸中央自動車道の早島インターチェンジから坂出インターチェンジまでの間のいずれかの流出するインターチェンジの料金所を、午前0時から午前5時までの間に通行する。ただし、山陽自動車道から連続して通行し、与島パーキングエリアを經由して瀬戸中央自動車道の児島インターチェンジから早島インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流出、又は高松自動車道から連続して通行し、与島パーキングエリアを經由して坂出北インターチェンジ若しくは坂出インターチェンジから流出する通行を除く。

③ 西瀬戸自動車道

西瀬戸自動車道の西瀬戸尾道インターチェンジから今治インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流入又は流出し、かつ、流入又は流出するインターチェンジの料金所を、午前0時から午前4時までの間に通行する。

(ロ) 割引適用区間

- ① (イ) ① a (a) 又は同 b (a) に定める通行をする場合

神戸淡路鳴門自動車道の神戸西インターチェンジから鳴門インターチェンジまでの区間。

- (イ) ① a (b) から同 a (e)、同 b (b) 又は同 b (c) に定める通行をする場合

淡路インターチェンジから淡路島南インターチェンジまでの区間。

- ② 瀬戸中央自動車道の早島インターチェンジから坂出インターチェンジまでの区間。

- ③ 西瀬戸自動車道の西瀬戸尾道インターチェンジから今治インターチェンジまでの区間。

(ハ) 割引率

料金の割引率は、30 パーセントとする。

(ニ) 実施期間

平成 21 年 3 月 20 日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。

(ホ) 神戸淡路鳴門自動車道の対象インターチェンジ

- ① 神戸西インターチェンジから垂水インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。
- ② 淡路インターチェンジから淡路島南インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。
- ③ 鳴門北インターチェンジ及び鳴門インターチェンジ。

カ 西瀬戸自動車道連続利用割引 (I)

(イ) 割引をする自動車

休日の午前4時から翌午前0時までの間に、生口島北インターチェンジから生口

島南インターチェンジまでの区間又は大島北インターチェンジから大島南インターチェンジまでの区間を通行するE T C車のうち中型車、大型車及び特大車。

(ロ) 割引を適用する場合

- ① 生口島北インターチェンジから生口島南インターチェンジまでの区間と大島北インターチェンジから大島南インターチェンジまでの区間の両方を含む通行をする場合。
- ② ①以外の通行のうち、生口島北インターチェンジから生口島南インターチェンジまでの区間を含む通行をする場合。
- ③ ①以外の通行のうち、大島北インターチェンジから大島南インターチェンジまでの区間を含む通行をする場合。

(ハ) 割引額

料金の割引額は、下表のとおりとする。

- ① (ロ) ①の場合。

車種	中型車	大型車	特大車
割引額	200 円	300 円	500 円

- ② (ロ) ②又は③の場合。

車種	中型車	大型車	特大車
割引額	100 円	150 円	250 円

(二) 実施期間

平成 21 年 3 月 20 日から平成 23 年 3 月 31 日までとする。

ヨ 西瀬戸自動車道連続利用割引 (Ⅱ)

(イ) 割引をする自動車

次の①又は②に定める通行をするE T C車。

- ① 生口島北インターチェンジから生口島南インターチェンジまでの区間又は大島北インターチェンジから大島南インターチェンジまでの区間を、休日以外の日の午前 0 時から翌午前 0 時までの間に通行する軽自動車等及び普通車、若しくは午前 4 時から午後 10 時までの間に通行する中型車、大型車及び特大車。
- ② 生口島北インターチェンジから生口島南インターチェンジまでの区間又は大島北インターチェンジから大島南インターチェンジまでの区間を、休日の午前 0 時から午前 9 時まで又は午後 5 時から翌午前 0 時までの間に通行する軽自動車等及び普通車、若しくは午前 4 時から翌午前 0 時までの間に通行する中型車、大型車及び特大車。

(ロ) 割引を適用する場合

- ① 生口島北インターチェンジから生口島南インターチェンジまでの区間と大島北インターチェンジから大島南インターチェンジまでの区間の両方を含む通行をする場合。
- ② ①以外の通行のうち、生口島北インターチェンジから生口島南インターチェンジまでの区間を含む通行をする場合。
- ③ ①以外の通行のうち、大島北インターチェンジから大島南インターチェンジまでの区間を含む通行をする場合。

(ハ) 割引額

料金の割引額は、下表のとおりとする。

① (□) ①の場合。

車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
割引額	200円	200円	200円	300円	500円

② (□) ②又は③の場合。

車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
割引額	100円	100円	100円	150円	250円

(二) 実施期間

平成 23 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。

タ 休日終日割引

(イ) 割引をする自動車

休日、平成 21 年 4 月 27 日、平成 21 年 4 月 28 日、平成 21 年 4 月 30 日、平成 21 年 5 月 1 日、平成 21 年 5 月 7 日、平成 21 年 5 月 8 日、平成 21 年 9 月 24 日、平成 21 年 9 月 25 日、平成 21 年 11 月 2 日、平成 22 年 2 月 12 日、平成 22 年 4 月 30 日、平成 22 年 9 月 24 日、平成 22 年 11 月 22 日、平成 22 年 12 月 24 日及び平成 23 年 1 月 3 日に本四道路全線の流入又は流出する料金所を通行する ETC 車のうち軽自動車等及び普通車。

ただし、山陽自動車道又は高松自動車道から連続して通行する場合は、神戸淡路鳴門自動車道又は瀬戸中央自動車道の流出する料金所を、午前 0 時から翌午前 1 時までの間に通行するもの。

(ロ) 割引率

料金の割引率は、50 パーセントとする。

ただし、1 回の走行に係る割引適用後の通行料金の上限は 1,000 円とする。

(ハ) 実施期間

平成 21 年 3 月 20 日から平成 23 年 3 月 31 日までとする。

シ 平日昼間割引

(イ) 割引をする自動車

休日以外の日、次の①又は②に定める通行をする ETC 車。

- ① (ロ) に定める区間のインターチェンジから流入又は流出し、かつ、流入又は流出するインターチェンジの料金所を、午前 9 時から午後 5 時までの間に通行する。
ただし、中型車、大型車及び特大車が神戸淡路鳴門自動車道の神戸西インターチェンジから垂水インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流入し、淡路サービスエリアを經由して垂水インターチェンジから神戸西インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流出、又は鳴門インターチェンジ若しくは鳴門北インターチェンジから流入し、淡路サービスエリアを經由して鳴門北インターチェンジ若しくは鳴門インターチェンジから流出する通行及び瀬戸中央自動車道の早島インターチェンジから児島インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流入し、与島パーキングエリアを經由して児島インターチェンジから早島インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流出、又は坂出インターチェンジ若しくは坂出北インターチェンジから流入し、与島パーキングエリアを經由して坂出北インターチェンジ若しくは坂出インターチェンジから流出する通行を除く。
- ② 山陽自動車道又は高松自動車道から連続して通行し、(ロ) ①又は同②に定める区間のインターチェンジから流出し、かつ、流出するインターチェンジの料金所を、

午前9時から午後6時までの間に通行する。ただし、中型車、大型車及び特大車が山陽自動車道から連続して通行し、淡路サービスエリアを經由して神戸西インターチェンジから垂水インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流出、又は高松自動車道から連続して通行し、淡路サービスエリアを經由して鳴門北インターチェンジ若しくは鳴門インターチェンジから流出する通行及び山陽自動車道から連続して通行し、与島パーキングエリアを經由して児島インターチェンジから早島インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流出、又は高松自動車道から連続して通行し、与島パーキングエリアを經由して坂出北インターチェンジ若しくは坂出インターチェンジから流出する通行を除く。

(ロ) 割引適用区間

- ① 神戸淡路鳴門自動車道の神戸西インターチェンジから鳴門インターチェンジまでの区間。
- ② 瀬戸中央自動車道の早島インターチェンジから坂出インターチェンジまでの区間。
- ③ 西瀬戸自動車道の西瀬戸尾道インターチェンジから今治インターチェンジまでの区間。

(ハ) 割引率

料金の割引率は、30パーセントとする。

(二) 実施期間

平成21年3月23日から平成23年3月31日までとする。

(ホ) 神戸淡路鳴門自動車道の対象インターチェンジ

- ① 神戸西インターチェンジから垂水インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。
- ② 淡路インターチェンジから淡路島南インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。
- ③ 鳴門北インターチェンジ及び鳴門インターチェンジ。

ソ 平日通勤割引

(イ) 割引をする自動車

休日以外の日、次の①又は②に定める通行をするETC車。

- ① (ロ)に定める区間のインターチェンジから流入又は流出し、かつ、流入又は流出するインターチェンジの料金所を、午前6時から午前9時まで又は午後5時から午後8時までの間に通行する。ただし、中型車、大型車及び特大車が神戸淡路鳴門自動車道の神戸西インターチェンジから垂水インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流入し、淡路サービスエリアを經由して垂水インターチェンジから神戸西インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流出、又は鳴門インターチェンジ若しくは鳴門北インターチェンジから流入し、淡路サービスエリアを經由して鳴門北インターチェンジ若しくは鳴門インターチェンジから流出する通行及び瀬戸中央自動車道の早島インターチェンジから児島インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流入し、与島パーキングエリアを經由して児島インターチェンジから早島インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流出、又は坂出インターチェンジ若しくは坂出北インターチェンジから流入し、与島パーキングエリアを經由して坂出北インターチェンジ若しくは坂出インターチェンジから流出する通行を除く。
- ② 山陽自動車道又は高松自動車道から連続して通行し、(ロ)①又は同②に定める区間のインターチェンジから流出し、かつ、流出するインターチェンジの料金所を、

午前6時から午前10時まで又は午後5時から午後9時までの間に通行する。ただし、中型車、大型車及び特大車が山陽自動車道から連続して通行し、淡路サービスエリアを経由して神戸西インターチェンジから垂水インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流出、又は高松自動車道から連続して通行し、淡路サービスエリアを経由して鳴門北インターチェンジ若しくは鳴門インターチェンジから流出する通行及び山陽自動車道から連続して通行し、与島パーキングエリアを経由して児島インターチェンジから早島インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流出、又は高松自動車道から連続して通行し、与島パーキングエリアを経由して坂出北インターチェンジ若しくは坂出インターチェンジから流出する通行を除く。

(ロ) 割引適用区間

- ① 神戸淡路鳴門自動車道の神戸西インターチェンジから鳴門インターチェンジまでの区間。
- ② 瀬戸中央自動車道の早島インターチェンジから坂出インターチェンジまでの区間。
- ③ 西瀬戸自動車道の西瀬戸尾道インターチェンジから今治インターチェンジまでの区間。

(ハ) 割引率

料金の割引率は、50パーセントとする。

(ニ) 実施期間

平成21年3月23日から平成23年3月31日までとする。

(ホ) 神戸淡路鳴門自動車道の対象インターチェンジ

- ① 神戸西インターチェンジから垂水インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。
- ② 淡路インターチェンジから淡路島南インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。
- ③ 鳴門北インターチェンジ及び鳴門インターチェンジ。

ツ 休日バス割引

(イ) 割引をする自動車

休日に本四道路全線の料金所を通行（ただし、山陽自動車道又は高松自動車道から連続して、神戸淡路鳴門自動車道又は瀬戸中央自動車道を通行する場合は、休日の午前0時から翌午前1時までの間に料金所を通行）するETC車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のものに限る。）のうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項に規定する許可を受けて、同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が当該許可に係る通行をする自動車又は同法第4条に規定する許可を受けて同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が当該許可に係る通行をする自動車若しくは同法第4条第1項及び同法第21条第2号に規定する許可を受けて一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が当該許可に係る通行をする自動車で、大口・多頻度割引の適用に関する契約を東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社のいずれかと締結した利用者の自動車（ただし、会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための登録がなされている場合に限る。）。

(ロ) 割引率

料金の割引率は、30パーセントとする。

(ハ) 割引を適用する期間

平成 21 年 7 月 4 日から平成 23 年 3 月 31 日までとする。

別紙 6 中、3 (3) 二を次のとおり改める。

二 割引相互間の適用関係

特別措置期間における割引相互間の適用関係に係る 2 の(3) のうの適用については、

「(イ) 障害者割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引又は ETC 前納割引に限るものとし、障害者割引を適用した後の金額に対してこれらの割引を適用する。

(ロ) 平日夜間割引 (I) (II)、平日深夜割引 (I) (II)、休日深夜割引、休日昼間割引、休日終日割引、平日昼間割引、平日通勤割引、西瀬戸自動車道連続利用割引 (I) (II)、路線バス割引、休日バス割引、大口・多頻度割引、ETC 前納割引又はマイレージ割引の重複適用の順は次のとおりとし、適用の同一順内の割引は重複適用しない。

適用の順	割引の種類
1	平日夜間割引 (I) (II)、平日深夜割引 (I) (II)、休日深夜割引、休日昼間割引、休日終日割引、平日昼間割引、平日通勤割引又は西瀬戸自動車道連続利用割引 (I) (II)
2	路線バス割引、休日バス割引
3	大口・多頻度割引、ETC 前納割引又はマイレージ割引

(ハ) 一の通行が、平日夜間割引 (I) (II)、平日深夜割引 (I) (II)、休日深夜割引、休日昼間割引、休日終日割引、平日昼間割引又は平日通勤割引のうち 2 以上の割引適用条件に該当する自動車の場合、各々の割引適用後の通行料金が最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。

(ニ) 休日昼間割引又は休日終日割引と路線バス割引及び休日バス割引は重複適用しない。

」

とあるのは、

「(イ) 障害者割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引、ETC 前納割引又は ETC 特別割引に限るものとし、障害者割引を適用した後の金額に対してこれらの割引を適用する。

(ロ) 平日夜間割引 (I) (II)、平日深夜割引 (I) (II)、休日深夜割引、休日昼間割引、休日終日割引、平日昼間割引、平日通勤割引、西瀬戸自動車道連続利用割引 (I) (II)、路線バス割引、休日バス割引、大口・多頻度割引、ETC 前納割引又はマイレージ割引の重複適用の順は次のとおりとし、適用の同一順内の割引は重複適用しない。

適用の順	割引の種類
1	平日夜間割引 (I) (II)、平日深夜割引 (I) (II)、休日深夜割引、休日昼間割引、休日終日割引、平日昼間割引、平日通勤割引又は西瀬戸自動車道連続利用割引 (I) (II)
2	路線バス割引、休日バス割引
3	大口・多頻度割引、ETC 前納割引又はマイレージ割引

(ハ) ETC 特別割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、ETC 前納割引、

マイレージ割引、大口・多頻度割引、路線バス割引又は障害者割引に限るものとし、E T C特別割引を適用した後の金額（障害者割引を受ける自動車がE T C特別割引を重複して受ける場合には、障害者割引を適用した後の金額にE T C特別割引を適用した後の金額をいう。）に対してE T C前納割引、マイレージ割引、大口・多頻度割引又は路線バス割引を適用し、西瀬戸自動車道連続利用割引（Ⅰ）（Ⅱ）については本割引を適用した後の金額に対してE T C特別割引を適用する。

なお、E T C特別割引を適用した後の金額に対して、路線バス割引の割引率を乗じて得た割引額に1円未満の端数が生じる場合は、割引額を1円単位に切り捨てる。

- （二） 一の通行が、平日夜間割引（Ⅰ）（Ⅱ）、平日深夜割引（Ⅰ）（Ⅱ）、休日深夜割引、休日昼間割引、休日終日割引、平日昼間割引又は平日通勤割引のうち2以上の割引適用条件に該当する自動車の場合、各々の割引適用後の通行料金が最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。
- （ホ） 休日昼間割引又は休日終日割引と路線バス割引及び休日バス割引は重複適用しない。
- （ハ） 障害者割引を受けることができる自動車が、平日夜間割引（Ⅱ）、平日深夜割引（Ⅰ）（Ⅱ）、休日昼間割引、休日終日割引、平日通勤割引を受けようとする場合、各々の割引適用後の通行料金が最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。

」

とする。

この変更協定の割引の適用は、平成21年3月20日からとする。

別紙 6 を別紙 7 に改める。

別紙 5 を別紙 6 とし、同別紙を次のとおり改める。

計画料金収入の額

本州四国連絡高速道路株式会社における計画料金収入

[百万円 (消費税込み)]

年度	計画料金収入
H18	75,422
H19	75,021
H20	72,084
H21	54,982
H22	54,506
H23	68,482
H24	68,218
H25	67,955
H26	67,688
H27	67,423
H28	67,156
H29	66,976
H30	73,145
H31	72,968
H32	72,883
H33	72,777
H34	72,674
H35	72,568
H36	72,464
H37	72,359
H38	72,255
H39	72,150
H40	72,046
H41	71,944
H42	71,838
H43	71,560
H44	71,280
H45	71,002
H46	70,724
H47	70,450
H48	70,175
H49	69,900
H50	69,628
H51	69,356
H52	69,086
H53	68,836
H54	68,586
H55	68,337
H56	68,087
H57	67,841
H58	67,594
H59	67,348
H60	67,104
H61	63,962

別紙 4 を別紙 5 とし、同別紙を次のとおり改める。

別紙5

(協定第8条第1項関連)
(機構法第13条第1項第6号に定める協定記載事項)

道路資産の貸付料の額

本州四国連絡高速道路株式会社に対する道路資産の貸付料

[百万円(消費税込み)]

年度	貸付料				
	うち土地・家屋分	うち構築物等分			
		うち盛土・切土の り面構造物等分	うち橋梁・トンネル 等分		
H18	58,545	2,489	47,289	4,629	42,660
H19	57,759	2,450	46,542	4,556	41,986
H20	54,980	2,311	43,902	4,298	39,604
H21	37,795	1,451	27,577	2,700	24,877
H22	37,196	1,421	27,008	2,644	24,364
H23	51,445	2,134	40,544	3,969	36,575
H24	51,221	2,123	40,331	3,948	36,383
H25	50,756	2,099	39,890	3,905	35,985
H26	50,676	2,095	39,814	3,898	35,916
H27	50,232	2,073	39,392	3,856	35,536
H28	50,199	2,072	39,360	3,853	35,507
H29	49,918	2,058	39,093	3,827	35,266
H30	56,041	2,364	44,910	4,396	40,514
H31	55,809	2,352	44,690	4,375	40,315
H32	55,778	2,351	44,660	4,372	40,288
H33	55,665	2,345	44,553	4,362	40,191
H34	55,412	2,332	44,313	4,338	39,975
H35	55,531	2,338	44,426	4,349	40,077
H36	55,427	2,333	44,327	4,339	39,988
H37	55,223	2,323	44,133	4,320	39,813
H38	55,148	2,319	44,062	4,313	39,749
H39	55,106	2,317	44,022	4,310	39,712
H40	54,955	2,309	43,879	4,295	39,584
H41	54,933	2,308	43,858	4,293	39,565
H42	54,808	2,302	43,739	4,282	39,457
H43	54,494	2,286	43,441	4,253	39,188
H44	54,304	2,277	43,260	4,235	39,025
H45	54,077	2,266	43,044	4,214	38,830
H46	53,629	2,243	42,619	4,172	38,447
H47	53,352	2,229	42,356	4,146	38,210
H48	53,196	2,221	42,208	4,132	38,076
H49	52,894	2,206	41,921	4,104	37,817
H50	52,516	2,187	41,562	4,069	37,493
H51	52,400	2,182	41,451	4,058	37,393
H52	51,926	2,158	41,001	4,014	36,987
H53	51,879	2,156	40,956	4,009	36,947
H54	51,798	2,152	40,879	4,002	36,877
H55	51,749	2,149	40,833	3,997	36,836
H56	51,607	2,142	40,698	3,984	36,714
H57	51,291	2,126	40,398	3,955	36,443
H58	51,342	2,129	40,446	3,959	36,487
H59	51,186	2,121	40,298	3,945	36,353
H60	51,144	2,119	40,258	3,941	36,317
H61	47,674	1,945	36,962	3,618	33,344

別紙 3 を別紙 4 に改める。

別紙 2 を別紙 3 とし、同別紙を次のとおり改める。

別紙3

(協定第5条第2項関連)

(機構法第13条第1項第3号に定める協定記載事項)

修繕に係る工事に要する費用に係る 債務引受限度額

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

[百万円(消費税込み)]

年度	債務引受限度額
H18	3,982
H19	4,619
H20	3,922
H21	4,260
H22	4,392
H23	8,191
H24	7,977
H25	8,564
H26	9,634
H27	10,466
H28	10,245
H29	10,591
H30	12,870
H31	10,201
H32	9,875
H33	8,569
H34	9,068
H35	10,360
H36	9,780
H37	9,954
H38	6,133
H39	8,022
H40	8,528
H41	7,548
H42	6,768
H43	9,162
H44	8,482
H45	11,314
H46	9,065
H47	10,208
H48	8,596
H49	8,647
H50	7,923
H51	9,653
H52	7,712
H53	6,056
H54	6,108
H55	8,298
H56	8,675
H57	7,388
H58	9,157
H59	8,100
H60	10,986
H61	7,802

上記記載の債務引受限度額については、協定締結後五カ年の期間内において、各年度の限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。

別紙 1 中、「(協定第 4 条第 1 項関連)」を「(協定第 4 条第 2 項関連)」に改め、同別紙を別紙 2 に改める。

別紙 1 として次の別紙を加える。

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

本州四国連絡高速道路株式会社が管理する高速道路に係る
高速道路利便増進事業に関する計画(スマートIC)に関する
工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、記名押印の上、各々 1 通を保有する。

平成 2 1 年 3 月 1 0 日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理 事 長 勢 山 廣 直

本州四国連絡高速道路株式会社
代表取締役社長 伊 藤 周 雄